

事業所の運営等に関する連絡事項

1. 電子申請届出システムの運用開始について

令和6年1月31日付け5郡介第3240号で通知（資料6-1参照）したとおり、令和6年4月1日から電子申請届出システムの運用を開始します。介護サービス事業所から市への指定申請や更新申請、変更届等を当該システムを利用して提出することができますので、ご利用ください。

なお、電子申請届出システムの利用にあたっては事前に手続きが必要となりますので、市ウェブサイトをご確認ください。

市ウェブサイト

(<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/98954.html>)

2. 事業所の指定申請及び変更届の際の添付書類の見直し等について

上記、電子申請届出システムの運用開始に併せて、事業所の指定申請及び変更届の際に添付する書類の見直しを行いました。令和6年4月1日からは、別紙添付書類一覧（資料6-2）に記載の書類を添付してください。なお、一部の書類（勤務形態一覧表や誓約書等）は様式が新しくなっておりますので、最新の様式をダウンロードして使用してください。

市ウェブサイト

(<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2198.html>)

3. 令和5年度末で経過措置期間が終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について

令和3年度介護報酬改定の改定事項のうち、令和5年度末まで経過措置が設けられている事項があります。令和6年3月31日でその経過措置が終了しますので、必要な措置を講じてください。

なお、対象となる事項は別紙「介護保険最新情報vol.1174」（資料6-3）をご確認ください。